

★毎月13日は県内一斉消毒の日です。消毒実施状況の再確認を！



令和7年9月発行 No.7-11(家きん)

# 家畜衛生だより

埼玉県川越家畜保健衛生所

電話 : 049-225-4141

(夜間、土日祝日は緊急携帯に転送)

FAX : 049-226-9653

Eメール : r254141@pref.saitama.lg.jp

韓国で高病原性鳥インフルエンザ発生!  
自己点検で対策の再確認を!

発生場所	飼養羽数	発生日
韓国 キヨンキドウパジュ 京畿道坡州市	約3,100羽 (地鶏)	9月12日

韓国において、9月以降初の高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出事例です。

また、北海道では渡り鳥の飛来が確認されるなど、国内発生リスクが高まっている状況です。

そこで、今年度も、飼養衛生管理者による飼養衛生管理基準の遵守状況の全国一斉点検を実施します。

令和7年10月～令和8年5月までの毎月初めに、下記7項目について自己点検し、その結果を家畜保健衛生所に御報告ください。



## 【点検項目】

- ①衛生管理区域に立ちに入る者の手指消毒等
- ②衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
- ③衛生管理区域に立ちに入る車両の消毒等
- ④家きん舎に立ちに入る者の手指消毒等
- ⑤家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用
- ⑥野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
- ⑦ねずみ及び害虫の駆除

## 【報告方法】

メール、FAX、電話または飼養衛生管理等支援システム

※1 メール・FAXの場合、別紙報告様式を御利用ください。

※2 メールの場合、様式を参考に、「①〇②〇③ー」のように本文に記載いただいても構いません。

## 【報告期限】

10月～翌5月までの間、毎月10日までに御報告ください。

## 自己点検チェックのポイント

### ★ 屋内で飼養している場合

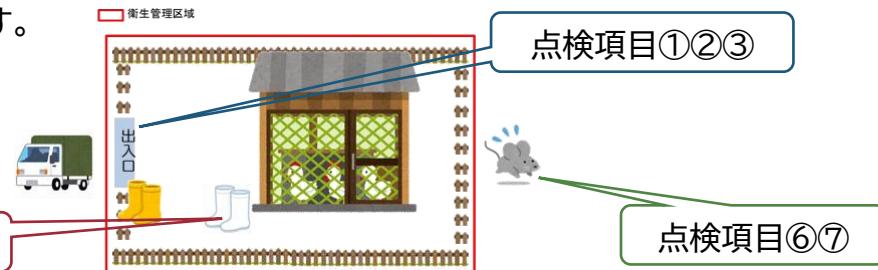
- ・①～③、⑤、⑥はすべて「ー(該当しない)」
- ・④は家きんの世話をする前後に手洗い/消毒をしている、もしくは手袋を着用して管理している場合は「〇」
- ・⑦は対策をしている、またはねずみや害虫が現れた場合に対策を講じる予定であれば「〇」

### ★ 屋外(飼育小屋など)で飼育している場合

- ・①④は家きんの世話をする前後に手洗い/消毒をしている、もしくは手袋を着用して管理している場合は「〇」
- ・②は清潔な衣服および靴を着用していれば「〇」  
☞野鳥に接するような場所に出かけた後は、衣服及び靴を交換または消毒してから世話をしましょう。
- ・③は車の進入がない、またはできない場所で飼育している場合は「ー」
- ・⑤は家きん舎に人が入れない構造(ペットケージ等)で飼育している場合は「ー」、入れる構造の場合は家きん舎の入口で専用靴に履き替える、もしくはシューズカバーを着用している、または靴を消毒しているのであれば「〇」
- ・⑥は飼育小屋等に野生動物侵入防止のための措置をしており、適宜点検や修繕を実施していれば「〇」
- ・⑦は対策をしている、またはねずみや害虫が現れた場合に対策を講じる予定であれば「〇」

### 飼養衛生管理基準とは？

家畜の所有者が守らなければならない衛生管理の基準のことです。家畜伝染病予防法では家きんを1羽以上飼育している方に遵守を義務付けています。特に重要7項目について、点検実施をお願いしています。



## 異状の早期発見・早期通報をお願いします！

### ★ 毎日、健康状態をよく観察してください。

### ★ 死亡羽数の増加、産卵率低下、元気消失など、少しでもいつもと違う様子がみられた場合、すぐに家畜保健衛生所に御連絡ください。



宛 先：埼玉県川越家畜保健衛生所 家畜防疫担当  
 T E L：049-225-4141  
 F A X：049-226-9653  
 メール：r2541411@pref.saitama.lg.jp

住所(市町名)

氏名

飼養家きん 鶏・あひる(合鴨)・うずら・きじ・だちよう(エミュー)

飼養場所 屋内・屋外・その他( )

【ご注意】

点検を実施した月にご提出ください。  
 (例)10月1日～9日に点検実施→10月分として10月10日までに提出

**飼養衛生管理基準の自己点検チェック表 【  月分  】**

チェック欄には、遵守していれば「○」、していなければ「×」、該当しない項目は「-」を記入してください。

項目	チェック欄
① 衛生管理区域に立ちに入る者の手指消毒等	
② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	
③ 衛生管理区域に立ちに入る車両の消毒等	
④ 家きん舎に立ちに入る者の手指消毒等	
⑤ 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用	
⑥ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕	
⑦ ねずみ及び害虫の駆除	

★ メール、FAXまたは電話により、**毎月10日まで**に御報告ください。